

和歌山県立博物館科学研究費補助金等取扱規程

(趣旨)

第1条 和歌山県立博物館（以下「博物館」という。）における科学研究費補助金及びその他の競争的資金等の公募型の研究資金（以下「補助金」という。）に係る経理事務については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び科学研
究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示110号）その他別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「研究員等」とは、博物館を利用して研究に携わる者をいう。

2 この規程において、「配分機関」とは、補助金を配分する機関をいう。

3 この規程において、「補助金の不正使用」とは、偽りその他不適切な手段により補助金を獲得する行為、又は物品購入に係る架空請求、虚偽の旅費請求、実態と異なる謝金の請求、又は関係法令等に違反して、補助金を使用する行為をいう。

(最高管理責任者)

第3条 博物館の全体を統括し、補助金の運営・管理について最終的に責任を負う者として最高管理責任者を置き、館長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、補助金の不正使用の防止に係る役割を担うものとする。

3 最高管理責任者は、次条に定める統括管理責任者及び第5条に定めるコンプライアンス推進責任者が責任をもって補助金の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、補助金の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、副館長をもって充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 補助金の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、総務課長及び学芸課長をもって充てる。

(補助金にかかる事務等)

第6条 文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める「科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」その他のルールに従い、研究代表者（他の研究機関から補助金の分担金の配分を受ける研究分担者を含む。）に代わり、補助金にかかる事務等を行う。

(補助金の経理)

第7条 補助金の管理、執行に係る経理事務は、総務課において行う。

2 統括管理責任者は、補助金の適正な執行を確保するため、補助金の経理事務を総務課長及

びその他総務課職員に行わせるものとする。

(補助金の管理等)

第8条 総務課長は、補助金の送付があったときは、当館指定口座へ入金し、研究課題ごとに適切に管理しなければならない。

(補助金の執行)

第9条 研究員等が物品費、旅費、謝金その他の費目で補助金を使用するときは、別に定める「和歌山県立博物館科学研究費補助金経理事務取扱規程」、又はその他関係規程等により、総務課職員において経理事務を行う。

(帳簿)

第10条 総務課長は、補助金の出納管理に当たって、研究課題ごとに補助金収支簿等の帳票を備え、受払を明確にする。

(収支計算書類の整理保存及び決算)

第11条 補助金の収支に関する証拠書類をその研究課題ごとに整理し、事業完了後5年間保管しなければならない。

(関係者への意識向上)

第12条 コンプライアンス推進責任者は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定）」を踏まえ、補助金の運営・管理に関わる全ての構成員にコンプライアンス教育を年1回以上行い補助金の不正使用を行わないことを盛り込んだ誓約書を提出させなければならない。また、受講状況等を管理監督しなければならない。

2 補助金の運営・管理に関わる全ての構成員は、前項のコンプライアンス教育を年1回以上受けなければならない。

3 物品等調達に係る業者等に対して、不正防止対策の取組を周知するとともに誓約書の提出を求めるものとする。ただし、和歌山県の物品調達規程等に基づき、同県に登録されている業者等は除く。

(相談受付窓口)

第13条 補助金に係る事務処理手続き及び使用に関するルール等についての相談窓口を総務課と定める。

(監査によるモニタリング)

第14条 補助金の適正な運営・管理を目的として、内部監査を実施する。

2 内部監査は、必要に応じて補助金の交付を受けていた研究課題について、研究費執行の証拠書類を確認する方法で行う。

3 内部監査は、副館長が監督し、総務課が行う。

4 内部監査は、年1回定期に実施する。ただし、最高管理責任者が必要と認めたときは、臨時に行うことができる。

(通報)

- 第15条 何人も、補助金の不正使用の疑いがあると思料するときは、通報することができる。
- 2 前項の通報は、原則として実名により行い、補助金の不正使用を行ったとする研究員等の氏名、当該行為の態様、事案の内容等をできるだけ明示するものとする。ただし、当該通報をした者（以下「通報者」という。）は、その後の手続きにおける氏名の秘匿を希望することができる。
- 3 通報の手段は、電話、電子メール、ファクシミリ、書面又は面会のいずれかによるものとする。
- 4 匿名による通報については、通報内容に応じ、実名による通報に準じた取扱いをすることができる。
- 5 報道又は学会その他の研究コミュニティにより不正が指摘された場合は、第1項の通報があつた場合と同様に取り扱うものとする。

(不正使用に関する通報受付窓口)

- 第16条 補助金の不正使用の防止及び不正使用が発生した場合における適切な対応のための通報受付窓口を副館長室と定める。

- ・住所：〒640-8137 和歌山市吹上1-4-14
 - ・電話番号：073-436-8670（和歌山県立博物館代表）
- 2 通報受付窓口は、通報を受け付けたときは、直ちに当該通報の内容を最高管理責任者に報告しなければならない。

(不正使用に対する調査)

- 第17条 最高管理責任者は、前条第2項の規定により補助金の不正使用に関する通報を受け付けた旨の報告を受けたときは、通報を受け付けた日から30日以内に調査の要否を判断し、当該調査の要否を配分機関に報告しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、前項の調査を行う場合、その決定から30日以内に調査委員会を設置し、調査を実施するとともに、当該事案に係る配分機関にその旨を報告し、調査方法等について協議する。
- 3 調査委員会は、最高管理責任者が指名する職員及び博物館に属さない外部委員をもって構成する。ただし、全ての調査委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者とする。
- 4 委員長は、委員の互選により決定する。
- 5 調査委員会は、調査に当たり次の各号に掲げる事項を行うことができる。
- (1) 通報者及び調査対象者（以下この条において「関係者」という。）からの聴取
 - (2) 補助金の不正使用に関する資料等の調査
 - (3) その他調査に必要な事項
- 6 関係者は、調査委員会の調査に協力しなければならない。

- 7 関係者は、調査委員会に虚偽の申告をしてはならない。
- 8 最高管理責任者は、必要に応じて、関係者に対して補助金の使用停止を命じることができ
る。

(認定)

第18条 調査委員会は、前条の調査に基づき審理を行い、調査開始後150日以内に不正の有無、不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等を最高管理責任者に報告しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、告発等を受け付けた日から210日以内に、調査結果、不正発生の要因、不正に関与した者が関わる競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。
- 3 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
- 4 最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況の報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出するとともに、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出、又は閲覧、現地調査に応じる。

(不正使用に対する措置等)

第19条 最高管理責任者は、補助金の不正使用が認定された場合、当該認定者に対し、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 不正使用が認定された研究活動の停止
 - (2) 不正使用が認定された研究資金の使用中止
- 2 前項の認定者の処分等については、地方自治法及び地方公務員法並びに和歌山県の条例、規則及び懲戒の指針等によるものとする。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別途定めるものとする。

附 則

この規程は、令和元年7月25日から施行する。